

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 34 号	平成 25 年 8 月 23 日	伊予市役所	総務部 総務課

題 目 (テーマ) : 住宅手当について

提 案 内 容 (要 旨)

職員の住宅手当を支給しているが、古い形式で廃止すべきではないでしょうか。他市町村でも廃止を検討する町もあります。伊予市の経済状況が苦しいなか、持家の職員でも支給されるのはおかしいのでは。会社勤めしている人には、住宅手当はもう廃止されているところもあります。

回 答 内 容

職員の住居手当についてご質問をいただきました。

職員の持家に係る住居手当につきましては、自宅の維持管理費の補助という観点から、条例に基づいて、現在、月額 3,500 円を支給しております。

確かに、国の機関である人事院の最近の調査では、「民間では、自宅の維持管理費の補助を目的とする手当はほとんどない。」との調査結果が出ており、持家に係る住居手当について、既に廃止或いは廃止を検討している自治体もあるようです。

したがいまして、本市におきましても地方公務員法第 24 条第 3 項に規定されております均衡の原則から、適切ではないとの判断に立ち、持家に係る住居手当廃止に向けて作業を進めているところですので、ご理解賜りたいと存じます。